第三条　企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人 なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目二番地地域活動支援センター陽だまり内	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	企業在籍型職場適応援助者養成研修
（略）	（略）	（略）	（略）

第四条　企業在籍型職場適応援助者養成研修は、次の表の第一欄に掲げる研修機関がそれぞれ同表の第二欄に掲げる期間において行う同表の第三欄に掲げる研修とする。

研修機関		研修を実施する期間	研修
名称	所在地		
（略）	（略）	（略）	（略）
特定非営利活動法人 なよろ地方職親会	北海道名寄市大通南二丁目二番地地域活動支援センター陽だまり内	令和三年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	企業在籍型職場適応援助者養成研修
（略）	（略）	（略）	（略）

○厚生労働省告示第百六十九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五条第一項の規定に基づき、職業能力開発基本計画を次のように定めたので、告示する。

令和八年三月三十一日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

職業能力開発基本計画

目次

第１部　総説
　１　計画のねらい
　２　計画の期間
第２部　職業能力開発をめぐる経済・社会環境の変化と課題
　１　近年の労働市場の変化と課題
　２　労働需要側の構造的な変化と課題
　３　労働供給側の構造的な変化と課題
第３部　職業能力開発の方向性と基本的施策
　１　今後求められるスキルの変化に対応した戦略的な職業能力開発支援の推進
　　⑴　産業界・地域・成長分野等における人材ニーズ等を踏まえた戦略的な職業能力開発の推進
　　⑵　民間教育訓練機関が提供する職業訓練の質の確保・向上
　２　労働市場でのスキル等の見える化の促進
　　⑴　労働市場におけるスキルの標準化と見える化
　　⑵　企業の職業能力開発に関する情報の発信等
　３　個人のキャリア形成と職業能力開発支援の充実
　　⑴　キャリア意識の醸成とキャリア形成支援
　　⑵　個人の職業能力開発支援
　４　企業の職業能力開発への支援の充実
　　⑴　ＤＸ関連を含めた職業能力開発の充実のための環境整備
　　⑵　中小企業に対する人材育成の支援
　５　多様な労働者の能力発揮に向けた職業能力開発の推進
　　⑴　非正規雇用労働者への支援
　　⑵　中高年労働者への支援
　　⑶　若者への支援
　　⑷　女性への支援
　　⑸　障害者への支援
　　⑹　就職やキャリアアップに特別な支援を要する方への支援
　　⑺　外国人への支援
　　⑻　現場人材のスキル向上と人材確保のための環境整備
　６　技能五輪国際大会を契機とした技能の振興
　７　職業能力開発分野の国際連携・協力の推進

第１部　総説

１　計画のねらい

日本経済は、緩やかな回復基調となっており、令和６年度時点においては名目ＧＤＰが600兆円を超え、賃金上昇率は33年ぶりの高さとなるなど、明るい動きがみられる。その一方で、賃金の伸びが物価の上昇に追いつかず、物価上昇の継続が消費動向に影響している状況がみられる。こうした中、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を確実なものにすることが重要である。

中長期的にみると、我が国は、少子高齢化の進展と人口減少の継続による、必要な労働力の需要と供給のバランスが崩れることに伴う労働供給制約という課題を抱えている。また、人工知能（以下「ＡＩ」という。）等のデジタル技術の進展により、人間の業務の一部が自動化され、一部の労働需要が減少する可能性があるなど、技術や産業構造が急速に変化していくことが見込まれる。こうした中、近年、人材を「資本」として捉え、人材育成等の投資により、人材を最大限活用するという「人的資本」の考え方に変化してきており、職業能力開発の重要性が高まっている。

こうした経済・社会環境の変化を的確に把握し、人材ニーズや働き方等の変化に対応した職業能力開発施策を推進することが求められる。

また、我が国の経済成長は地域経済の成長にも支えられていることから、地域経済の更なる活性化を図ることが我が国全体の成長にとっても重要であると考えられる。

第11次職業能力開発基本計画では、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響等による産業構造の変化や社会全体のデジタル化、人生100年時代の到来による職業人生の長期化・多様化等が進む中において、雇用のセーフティネットとしての公的職業訓練をはじめ、企業における人材育成の支援や労働者の自律的・主体的なキャリア形成の支援等の各施策を推進してきた。

今後は、引き続きこうした施策を着実に推進するとともに、労働者や企業を取り巻く環境の急速な変化を踏まえ、個々の労働者による自律的・主体的な能力開発及びキャリア形成と、企業による積極的な能力開発機会の確保とともに、国がこれらの職業能力開発の取組を積極的に促進することにより、労働生産性の向上や処遇の向上を図り、経済社会の発展や労働者の就労意欲の向上につなげていくことが重要である。

こうした方向性を実現するためには、以下の４つの課題に対応することが必要である。

①　個人、企業による職業能力開発の取組の促進

個人における自己啓発等の取組及び企業における職業能力開発の取組をより一層促進していくことが重要である。特に、非正規雇用労働者に対する職業能力開発と中小企業における取組への支援が重要となる。